

平成30年度予算編成方針

1 国の動向と地方財政

平成29年10月に発表された内閣府による日本経済の基調判断によれば、景気は、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘している。

新年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

また、地方創生については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、新たな展開を図るとしており、意欲と熱意をもって取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援していくとしている。

平成30年度の地方行財政については、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を改革工程表にしたがって着実に進めるとし、地方行政サービスの地域差の「見える化」とそれを通じた行財政改革の推進、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化等、地方の頑張りや工夫を引き出しつつ、2020年代を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討している。

2 当町の財政状況と平成30年度の財政見通し

(1) 財政状況概観

当町の財政状況を概観すると、平成28年度決算においては、町税収入が1.6%減収したが、地方交付税の増加、普通財産の売り払いによる財産収入の増加、さらには基金からの繰入金が増額で対応した決算であった。自主財源比率は28.8%であり、依存財源の占める割合が高い状況である。

(2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率については、90.5%^{*1}と対前年比2.7%増加した。県内町村平均と比較しても高い比率であり、財政構造の硬直化が進展し依然として高い数値で推移している。

また、今後の病院等施設及び公共施設整備等に備えるために基金への積み増しを行っているがまだ十分ではない状況にあり、公債費の負担割合を示す実質公債費比率についても7.9%^{*2}と他団体と比較しても高い水準となっている。

(3) 平成 29 年度財政見直し

今年度の財政見直しであるが、歳入面については、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税総額は確保されているものの、自主財源の根幹である町税収入については、国の経済対策の効果等を勘案して所得額は微増を見込んでいるが、納税義務者数は減少すると思われ、結果として町民税の増額は見込めないと思われる。また、固定資産税については地価の下落傾向を受け減収となっているため、町税は減収傾向が続くと推測される。

歳出面では、公共施設の多くが建築後かなりの年月を経過しており維持管理費が増加している。また各システム運用に係る委託料についても導入したシステム数の増加によりその維持管理費用も増加している。さらに、少子高齢化の進展による社会保障関係に係る扶助費が益々増加するとともに、国民健康保険事業等の特別会計への繰出し、一部事務組合負担金など、今後も経常的、固定的な財政需要の増加が見込まれるところである。これらのことから、町の経常収支比率は平成 28 年度一般会計決算において初めて 90%を超えることとなった。

今後の大規模投資事業や老朽化が進む公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等には、多額の財源が必要であることから、町財政をめぐる状況は、より一層厳しいものとなっている。

※1 平成 27 年度 87.8% 県内町村平均 79.5%

※2 県平均 6.0% 県内町村平均 6.3% 全国市町村平均 6.9%

3 平成 30 年度予算編成の基本的な考え方

基礎的自治体である市町村の責務は、どのような状況下においても公共サービスの主たる担い手として日々の業務を的確に遂行することにあるが、公共サービスを担保する財政基盤は、少子高齢化による本格的な人口減少に伴う減収が見込まれる反面、社会保障関係費の増大傾向により収支ギャップが構造的に拡大することが予想される。

各課等から提出された実施計画の平成 30 年度所要額の総計は、収入見込みを大幅に上回り、一般財源所要額については例年以上という状況にある。よって、一般事業はもとより、主要施策であっても費用対効果の検証や、財源の再確認、事業及び施工内容、実施主体等の適否を検証し、結果次第では、事業の中止を含む抜本的な見直しを行い、事務事業全般にわたり予算化の是非を判断するなど、行財政改革を実行しながら、持続可能な財政基盤の構築を推進し、それにより確保された財源を用いて必要性やより効果の高い施策に重点配分を行うこととする。

このため、職員一人ひとりが危機的意識と前例にとらわれない柔軟な発想と経営感覚によるコスト意識を持ち、「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを目標として、積極的な財源の確保と徹底したコスト削減を行い、厳しい行財政運営の克服を目指し予算編成に取り組むこととする。

なお、「入りを量りて出ざるを制す」の基本姿勢のもと、施策の必要性等を十分に吟味し、限られた財源を適切に配分するとともに、併せて国・県の補助制度や目的基金を最大限有効活用することによって、当町に相応しいバランスのとれた予算を目指すこととする。

平成 30 年度は、「第 5 次長期振興計画後期基本計画」の 4 年目となり総括に向けて

の事業展開を行う時期となってきた。また、過疎地域自立促進計画（平成 29 年 9 月改訂）及び実施計画並びに信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略、連携中枢都市圏構想等に基づいた事業を行うことにより、第 5 次長期振興計画並びに信濃町人口ビジョン（平成 27 年 8 月策定）の目標達成に向け着実に推進していく必要がある。そのため、平成 30 年度予算は、以下に掲げる施策を優先施策とし、必要な財源を優先的に配分することによって、施策の「選択と集中」を図るものとする。

◆人口増に繋がる施策・持続可能なまちづくりの推進
〔過疎地域自立促進計画 信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略 連携中枢都市圏構想〕

- ◇移住・定住等人口増施策の推進
- ◇地域資源を活かした産業振興と誘客・交流活動の展開
- ◇安心して子育てができる環境の整備
- ◇健康長寿を目指した保健・医療・福祉・介護の充実
- ◇地域コミュニティ・地域文化活動の活性化
- ◇防災・減災対策による安心・安全なまちづくりの推進
- ◇国民健康保険事業・下水道事業の経営健全化
- ◇生活環境基盤の整備・公共交通体制の充実

4 予算編成の総括的留意事項

(1) 年間予算としての編成

決算を見据えた予算編成を行うため、平成 30 年度当初予算は、年間総合予算として編成する。平成 30 年度中に見込まれる歳入・歳出について当初予算に計上することとし、制度改正や災害復旧等緊急を要するもの及び特定財源を伴うものを除き、原則として歳出増額に係る予算の補正を行わない予定であること。

なお、国において地方創生に基づく経済対策や制度改正も見込まれることから、制度の創設・改廃等はもとより、国・県の予算編成の動向や地方負担の動向には特に留意すること。

(2) 「過疎地域自立促進計画」、「信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の推進

① 過疎法の改正に伴う財政支援を平成 32 年度まで受けることが可能となっている。そのため、この財政支援を最大限活用しながら、今後のまちづくりにとって真に必要な事業を実施するものであり、計画の立案及び推進にあたっては、将来を見据えた計画を策定し、事業実施時期を先送りすることの無いよう事業量の検討を行うと共に、将来負担することとなる経費についても勘案して事業を厳選し構築を図ること。また、ソフト事業においては、財政支援終了を念頭に事業内容の見直しを進めること。

② 「信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び連携中枢都市圏構想の各計画を踏まえ、着実に推進するための施策、事業については、地方創生に向けて創設される新型交付金等の動向を注視し財源確保に積極的に取り組む。

(3) 事務事業の見直し

すべての施策・事業において前例踏襲という考え方を捨て、これまでの事業効果

や決算・執行状況等の徹底した分析・検証を行い、行政としての責任範囲を再度見直し、「ゼロベース積上げ方式」により積算を行うこと。また、内容及び費用対効果の妥当性を勘案し、スクラップアンドビルド（類似事業の休廃止・縮小）の徹底を図ること。

(4) 新規事業

新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度負担などを検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替又は補助金、交付税等の財源充当などによって対処すること。また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を設定すること。なお、実施計画に計上されていない事業については、制度変更など特別な事情がない限り認めない。

(5) 住民との協働

限られた財源を効率的に活用して、自立のまちづくりを推進していくためには、住民等と行政が協働して行なっていくことが必要である。町政懇談会、町議会の政策提言など住民等との「対話」を重視し、さらに各種アンケートなどにより住民ニーズを客観的に分析しながら事業構築を行うこと。

5 予算編成方法等

(1) 編成方法

平成30年度の予算編成においては、基本的な考え方を踏まえながら、「行財政改革プラン」及び「第7次行政改革大綱」の推進を図るものとする。

なお、より一層の事業の厳選と経費の抑制を行うため、課等に対する予算要求の上限（予算要求基準）を設定した上で、一件（事業）ごとに査定を行う「一件査定方式」を継続する。

(2) 課等内部検討・査定の実施

近年、一部において熟慮不足の予算要求が見受けられる。予算編成にあたっては、課内での議論や調整に十分時間をかけ、主管課としての方針を定め、必ず要求（見積）書の提出前に主管課長の査定を実施すること。

6 予算要求基準

予算要求区分を主に「経常的経費」「政策的経費」に分類し、以下のとおり要求基準を設ける。（要求区分の詳細は、別途通知する「予算編成要領」による。）

(1) 経常的経費（毎年度経常的に実施される主に事務費・管理運営経費及び政策的経費以外の経費）

① 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

所要額とする。なお、扶助費については、関係機関との連携を密にし、適格な対象人員の把握に努めるとともに、法定分と町単分の明確化を図り、総額を抑制すること。

② 経常事務費（物件費・維持補修費・負担金及び補助費等）

「ゼロベース積上げ方式」により積算を行い適正額を要求すること。

なお、前年度における特殊要因を控除し、更なる節減に努めることとし、特に、負担金及び補助金については、公益性の判断、目的の明確化と効果の検証を十分に行い、既存の補助金等については、縮小・休廃止等を前提として検討を行い、新規の補助金等については、時限付とするなどの検討を行ったうえで要求すること。

また、安易なリース契約は、後年度に負担を残し、経常収支比率を上げる要因になるので十分に検討すること。

③ 他会計繰出金（特別・企業会計繰出金のうち、基準内繰出金）

繰出基準に基づく所要額とする。

なお、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額が繰出基準額であること。

(2) 政策的経費（投資的事業費、政策的ソフト事業費）

投資的事業及び政策的（実施計画計上）ソフト事業については、見込める財源の範囲内で査定を行っていくが、実施計画の事業費を上限とする。

但し、緊急度・優先度・費用対効果等を再検討してコストを削減し、場合によっては事業の見直しも視野に入れ、検討を行い要求すること。

(3) その他

消費税率10%への引き上げが平成31年10月1日に延期されたところではあるが、可能な事業については前倒し（平成30年度実施）も含め検討すること。

7 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの設置目的に沿って事業を推進し、合理的、効率的、自律的な運営が求められている。このことから、財源（保険税料、使用料等）については、費用に見合うよう定期的に見直しを行い、確保に努めること。

また、一般会計からの「繰出金」の増加が、町財政を圧迫し健全化判断比率等の改善を妨げる一因となっていることから、一層の経費節減、効率化に努め、独立採算の原則を堅持することを目指し、安易に一般会計からの財政支援に依存することがないよう留意すること。

8 議会、監査等の指摘事項の改善及び事務処理の適正化

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、他の課等に対するものであっても、指摘の趣旨を踏まえ、自ら所管する事業等について十分に点検を行い、改善を図ること。

9 その他

予算編成事務の具体的事項については、別途通知する「平成30年度予算編成要領」等によること。